

令和3年度設委第2号

滋賀県立大学（第1期）A棟空調設備改修工事設計業務委託

入札説明書

令和3年9月

公立大学法人滋賀県立大学

令和3年9月10日に公告した一般競争入札については、関係法令および公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札参加資格者

競争参加希望者は、この公告の日において次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 登録業種および部門、ならびに順位または評点

「業種」とは滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（この公告の日において有効であり、かつ、最新のものに限る。以下、「名簿」という。）に登録されている業種であり、この公告で定める業種にて名簿に登録された営業所であること。

「部門」とは、名簿に登録されている部門であり、この公告で定める場合には、該当する部門での登録を満たすこと。

「順位」とは、名簿で定める各業種、各部門の順位であり、この公告で定める場合には、該当する順位を満たすこと。

「評点」とは、名簿で定める各業種の評点であり、この公告で定める場合には、該当する評点を満たすこと。

(2) 地域要件

この公告で定める場合には、公告の日において、該当する地域に名簿に登録された営業所を有すること。

なお、公告において県内業者と記載がある場合は「滋賀県内に主たる営業所を有する者」、また県外業者と記載がある場合には「滋賀県外に主たる営業所を有する者」を指す。

(3) 配置予定技術者等の要件

この公告で定める場合には、当該要件を満たすこと。またこの要件を定め、公告3で満たすことを証する資料を求めた場合は、該当する資料を入札執行者に公告に定める方法で提出すること。

(4) 参加する者に必要なその他の要件

この公告で定める場合は、該当する資料を入札執行者に公告に定める方法で提出すること。

(5) その他の要件

ア 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

イ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合はその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者

- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ウ 提出資料等の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- エ 組合が入札した場合において、その組合員でないこと。

2 公告および設計図書等に対する質問および回答

(1) 質問方法

公告および設計図書等に対する質問がある場合は、持参またはファクシミリ（様式は自由、ファクシミリによる場合は、提出先に着信確認を行うこと。）により書面で提出すること。受付場所および受付期間は公告のとおりとする。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、公告に定める場所および期間において閲覧に供するので、競争参加希望者は、入札を行う前に必ず質問に対する回答を確認すること。質問に対する回答に伴い公告および設計図書等を変更する場合があるので注意すること。

3 資格確認資料

(1) 競争参加資格確認申請書、誓約書

様式については、発注者が提示したものを使用すること。なお、商号または名称等の必要事項に記載誤りや記載漏れがある場合、または記載内容と証明する書類との間で同一性が確認できない場合にはその者の入札を無効とする。

(2) 所属技術者リスト

様式については、発注者が提示したものを使用すること。公告日において有効であり、かつ、最新のものを入札に先立って入札執行者に提出すること。提出がない場合、公告で示す資格要件が確認できないものは、入札に参加することができない。

(3) 提出期間、場所等 公告4(5)のとおり

(4) 郵便による資料の提出 認めない。

4 入札手続

入札については公立大学法人滋賀県立大学会計規則、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程および公立大学法人滋賀県立大学建設工事入札執行要領により執行する。

(1) 担当部局 滋賀県立大学事務局財務課施設管理係

(2) 入札および開札の日時、場所等 公告4(6)、(7)のとおり

(3) 入札執行回数 2回を限度とする。

(4) 入札の方法

入札書および積算内訳書の提出は、持参により書面で提出すること。この場合において、「(工事等の名称) 入札書在中」と記載した封筒に入札書および積算内訳書を封緘し、提出すること。入札書に記載する入札日は入札書受付締切日若しくはそれ以前の日付を記入のこと。

(5) 郵便入札の取り扱い 認めない。

(6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

(7) 積算内訳書

入札書と同時に積算内訳書を提出すること。ただし、再入札の際には積算内訳書の提出を不要とする。なお、積算内訳書の確認は落札候補者についてのみ行う。確認の結果、下記に該当した場合入札は無効とする。（公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（公立大学法人滋賀県立大学規程第 54 号。以下「契約規程」という。）第 15 条第 10 号関係）

ア 積算内訳書の提出がない場合。

イ 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合。

ウ 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合。

エ 積算内訳書に名称・代表者職氏名等（押印も含む）の必要事項の記入が無い場合（入札書と同じ記載であること。）。

オ 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合。

カ 積算内容が適当でない場合。

ただし、すべて入札者について提出されたことの確認および必要事項の記入・押印の確認を行う（検算は行いません）。確認の結果、不備があった場合入札は無効とする。

(8) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所・氏名を記入し、同じ印を押印すること。

5 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した者であって、設定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 遵守事項

入札遵守事項による。

7 その他

(1) 最低制限価格

設けない。

(2) 契約保証金

公告で「免除」と定める場合、契約保証金は免除する。

(3) 契約の締結

落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

(ア) 1 (5) アまたはイの要件を満たさなくなった場合

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合

(4) 支払条件

公告において、前金払または部分払を「あり」とした場合においても、入札の結果、請負代金額が250万円未満になったときは前金払または部分払を行わない。

(5) 現場説明会

実施しない。

(6) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

競争参加資格確認申請書または競争参加資格確認資料等に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止措置を行うことがある。

(7) 公正な入札の確保

入札参加者は、次の事項を遵守すること。

違反した場合、入札参加停止措置を行うことがある。

ア 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む）または入札書、積算内訳書その他の提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む）、入札書等を意図的に開示してはならない。

(8) 入札・契約手続の取り止め

入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、入札を中止し、または落札決定を取り消すことがある。

(9) 入札書、積算内訳書は添付の様式によること。